

【表紙】

| | |
|----------------|--------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第2項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年6月28日 |
| 【会社名】 | 株式会社フジタ |
| 【英訳名】 | Fujita Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長執行役員 上田 卓司 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長執行役員上田卓司は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（当社グループ）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、一般的に有効に機能しない固有の限界を有するため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度末日である平成22年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

当該評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制のうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについての評価を実施した上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。

全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制のうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについての評価範囲は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を評価対象としました。なお、連結子会社8社及び持分法適用関連会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制のうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについての評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制のうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについての評価結果を踏まえ合理的に決定しており、前連結会計年度の連結売上高の2/3に達している当社の本支店を「重要な事業拠点」として選定し、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として完成工事高、完成工事未収入金及び未成工事支出金に至る業務プロセスを評価対象としました。さらに、虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴うなどリスクが大きい取引に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価を実施した結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。